

WAM > [福祉貸付事業](#) > 福祉貸付における新型コロナウイルス対応支援資金のお手続きのご案内

福祉貸付事業

医療貸付事業

経営サポート事業
リサーチ/セミナー/
コンサルティングWAM助成
(社会福祉振興助成事業)

子供の未来応援基金

退職手当共済事業

心身障害者扶養保険
事業WAM NET事業
(福祉保健医療情報サービ
ス事業)承継年金住宅融資等
債権管理回収業務年金担保債権管理回
収業務・労災年金担保
債権管理回収業務旧優生保護法一時金
支払等業務ハンセン病元患者家族
補償金支払等業務福祉医療機構
各事業の基本 Q&A WAM福祉・医療貸付のご融資を
ご利用中のみなさまへ

電子申請



⇒ ご活用ください

WAM助成
e-ライブラリー
(電子図書館システム)

社会福祉振興助成事業で実施した過去の助成事業の概要や報告書などの成果物を検索して閲覧することができます。

福祉貸付事業

福祉貸付における新型コロナウイルス対応支援資金のお手続きのご案内(令和4年9月末まで)

新型コロナウイルス感染症により施設自身の責に帰することができない理由で機能停止等になった場合に対応するため、経営資金の優遇融資を実施しております。

制度やお手続きの詳細については、以下をご参照ください。

※令和4年9月末までに機構に借入申込書が到着している必要があります。

○令和4年10月以降における新型コロナウイルス対応支援資金について

令和4年10月以降の本資金に係る融資条件は、当初5年間の無利子の取扱いが終了するなど変更となる予定ですのでご注意ください。

詳細については下記リンク先をご確認ください。

- [令和4年10月以降における新型コロナウイルス対応支援資金の融資条件\(予定\)について](#)

1. 制度の紹介

【主な融資対象】

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、施設機能の一部又は全部を停止している方
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度サービス利用者及び収益が減少している方

【主な対象施設・事業】

- [主な「融資対象施設・事業」](#) (217KB)

【貸付の概要】

| 融資条件（全施設共通） | | |
|-------------------------------|---|---|
| 貸付対象 ※ご不明な場合には末尾連絡先にご相談下さい | 前年同期などと比較して減収若しくは利用者が減少又は自治体からの休止要請に対応など、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けた場合 | 施設利用者又は従業員およびその家族に、新型コロナウイルスの感染者が出たことによる休業等により、減収となった入所施設(地域密着型を除く) |
| 償還期間 (据置期間) | 15年以内（5年以内） ※据置期間は元金の支払猶予期間です。 | |
| 貸付利率 | 当初5年間 | 6,000万円まで無利子 6,000万円超の部分は基準金利同率 |
| | 6年目以降 | 1億円まで無利子 1億円超えの部分は基準金利同率 |
| 貸付金の限度額 | なし | なし |
| 無担保貸付 | 6,000万円 | 1億円 |

※貸付利率は借入申込書の提出があった日の利率を適用します。

現在の基準金利は[こちら](#)

- ご融資には保証人(保証人不要制度(0.05%の利率を上乗せ)あり)が必要です。なお、所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。

【資金使途】

- 新型コロナウイルス対応支援資金は、新型コロナウイルス感染症の影響による減収の補てん等に充てる経営資金であり、人件費や経費に充てていただくものです。
- なお、本貸付金を既往借入金の繰上返済、建築資金への流用、他法人への流用又は転貸等に充てることは、目的外使用にあたり、繰上償還を求める可能性がございます。

【Q&A】

「福祉貸付における新型コロナウイルス感染症対応のための経営資金のQ&A」は [こちらから](#)

2.借入申込(原則として契約者ご本人からのお申し込み以外は受け付けません)

上記の【貸付の概要】をご確認のうえ申込額や保証人不要制度利用の有無等を検討いただき、必要書類をご提出ください


(ただし、ご提出いただいた書類は返却いたしません)。

また、ご提出の際は「[主な説明項目](#)」  (621KB)を必ずご熟読ください。

借入申込書はこちら

※令和4年9月末までに機構に借入申込書が到着している必要があります。

【契約までに必要な書類】

| 分類 | 必要書類 | 様式 |
|-----------------|--------------------------|---|
| 社会福祉法人で有担保貸付の場合 | 都道府県・市町村意見書 |  (53KB) |
| 有担保貸付の場合 | 借入に関する法人理事会（決議機関）の議事録の写し | (任意様式) |
| 必須※ | 印鑑証明書 | |

※2度目のお申し込みの場合でも、必ずご提出ください。

3.借入申込書受理・審査

融資審査を行った後、融資審査の結果及び貸付契約に必要な書類を郵送します。

4.貸付契約

金銭消費貸借契約を締結します。

【契約にあたっては、金銭消費貸借契約証書を機構より送付します】

5.資金交付

- 有担保の場合は資金交付より前に抵当権の設定が必要となります。
【担保権の設定にあたっては必要な書類を機構より送付します】
- 資金交付にあたっては以下の書類が必要となります。別途郵送いたしますが、Excel入力用を掲載しています。

【資金交付に必要な書類】

| 分類 | 必要書類 | 様式 |
|---------------------|---------------------|---|
| 資金交付請求書・振込先預金口座等指定届 | 契約後、資金交付の際に必要なとなります |  (25KB) |

6.福祉貸付における新型コロナウイルス感染症対応のための経営資金のQ&A

[新型コロナウイルスの影響により事業の継続に支障がある事業者に対する経営資金の取扱いに係るQ&A](#) 
(684KB)

お問い合わせ先

福祉貸付専用ご相談フリーダイヤル：0120-343-862

※携帯電話等でつながらない場合：03-3438-0403

お問い合わせフォームは[こちら](#)

書類送付先

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル9階

新型コロナウイルス対応支援室 借入申込書 受付担当（福祉）

[ページのTOPに戻る](#)

Copyright © 2011 独立行政法人福祉医療機構（法人番号8010405003688）
〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル